

第35回（平成30年度）

交通遺児育英助成 応募要項

- 公益財団法人 東京海上日動教育振興基金(平成21年10月に名称変更)は、日動火災海上保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)の創業70周年を記念して、昭和59年8月に設立された法人です。
- 近年、交通事故による死者数は、医療技術の進歩や車両の安全性の向上などにより、着実に減少傾向にあるものの、事故被害者やご家族への対応は依然として大きな社会的問題として残されております。このことに鑑み、財団事業として、自動車による交通事故によって不幸にも一家の支柱を失い、遺児となった義務教育の過程にある児童生徒を対象に、教育費の負担軽減に寄与すべく奨学金の助成を行ってまいります。
- 併せまして、次代を担う青少年が心身ともに健やかに育ち生きる力を身に付けることを願い、初等中等教育に携わる教員の熱意・研鑽に溢れた教育研究成果に対する助成を通じて、教育の発展と充実に寄与したいと考えております。
- 応募にあたっては、「応募要項」ご参照の上、「応募票」とともに提出書類を添付してご提出ください。

公益財団法人 東京海上日動教育振興基金

- ③ 学校長および担任教諭は、保護者が必要事項を記入済みであることを確認後、所属学校検印欄に必要事項を記入・押印のうえ、予め都道府県ごとに定められた推薦団体へ応募票を提出してください。(一件書類は、推薦団体を経由して当財団へ送付されます)

推薦団体からの当財団への締切り

平成30年10月19日(金) 財団必着

(推薦団体の締切日とは異なります)

選考

当財団の選考委員会で選考します。

発表

平成30年12月中旬に推薦団体と学校を通じて応募者に採否をご通知します。

助成金送金方法

採択された応募者が指定する金融機関の指定口座(本人又は保護者名義)に振り込みます。

その他ご注意いただくこと

- ① 助成採択時が小学校1年生～小学校4年の児童および中学校1年生の生徒さんは、助成期間が3年間となりますので、翌年・翌々年の応募票提出は不要です。
また、助成採択時が小学校5年生の児童および中学校2年生の生徒さんは、助成期間が2年間となりますので、翌年の応募票提出は不要です。
- ② 助成採択時が小学校1年生～小学校3年生の児童は、助成期間が満了した後、小学校在学期間中の再応募の受付はできません。
(例)
助成採択時が小学校1年生は小学校3年生の時、助成期間が満了となります。
その後、小学校4年生、小学校5年生、小学校6年生時での再応募の受付はできません。
- ③ 学校および推薦団体の検印がないものは、受け付けません。
- ④ 提出された書類は、返却いたしません。

提出書類

下記の書類を「**交通遺児育英助成応募票**」に添えて提出してください。

[交通事故証明書]…自動車安全運転センター発行(コピー可)

(証明書が取得できない場合は、交通事故と明記されている死亡診断書、または新聞記事等、自動車に起因する交通事故による死亡と判定できる資料を提出してください)

応募票の記入要領（記入例を参照）

保護者の方へ

応募票右上段の保護者氏名欄には必ずご押印ください。
日中（9:00～17:00の間）連絡の取れる、連絡先をご記入ください。

“家族の現況”の記載においてご注意いただくこと

「別居」とは、生計を共にする未婚の方（下宿されている学生など）のことです。

“その他”の記載においてご注意いただくこと

保護者が病気、ケガなどで就労不能等の特別な事情がある場合は、その旨ご記入ください。

所属学校検印欄

保護者の方は必要事項をご記入後、学校長または担任教諭へ応募票と必要書類を添えて提出してください。

学校長および担任教諭は、保護者が必要事項を記入済みであることを確認後、検印欄に必要事項を記入してそれぞれ押印のうえ、予め定められた推薦団体へ提出してください。

（学校長印は公印、担任教諭印は私印）

推薦団体検印欄

推薦団体は、検印欄に必要事項を記入・押印のうえ、一括して当財団へ送付してください。

※ 本応募を通してお寄せいただいた皆様の情報は、当財団の助成事業に係わる業務に必要な範囲内で利用させていただき、その他の目的に利用することは一切ありません。

公益財団法人 東京海上日動教育振興基金

〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16

日動火災・熊本県共同ビル

電話 03-5537-6375

FAX 03-3573-0177

<http://www.tmn-kyoiku-sinko-f.org>